

私立大学研究ブランディング事業調査票

(1) 事業実施体制の整備状況

- ① 本事業における研究を全学的な優先課題として実施するため、全事業期間（3年もしくは5年）にわたりに必要な金額を、継続して学内予算で配分することを大学として機関決定していますか。
- | | |
|---------------------------------------|----|
| 1 決定し、すでに配分を開始している。 | 5点 |
| 2 本事業の支援対象として選定された場合に配分することを機関決定している。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等 「機関決定」とは、単なる学長単独決定ではなく、学内の会議体等で機関として決定していることが資料で確認できる場合が該当する。

基準時点 平成28年7月31日現在

根拠資料 予算積算資料、基準日までに決定していることが確認できる理事会等議事録、稟議書等

- ② 本事業の計画に当たり、期待される研究成果及びその測定方法等について、研究成果を波及させようとする対象（企業・自治体・団体等）から、あらかじめ意見を聴取していますか。
- | | |
|------------|----|
| 1 聴取している。 | 3点 |
| 2 聴取していない。 | 0点 |

要件等

- i 「聴取」とは、大学として正式に文書で依頼して行うものとし、聴取した内容を確認できなければ、「2」とする。
- ii 聴取方法は対面その他、電話やメールも可とする。
- iii 聴取内容には「期待される研究成果」と「測定方法」の両方が含まれること。

基準時点 平成27年10月1日～平成28年7月31日

根拠資料 依頼文書・承諾書、聴取内容、時期が確認できる資料等

- ③ 本事業の進捗状況及び成果について、(ア) 研究内容について専門的な知見を有する学外者、(イ) 研究成果を波及させようとする対象（企業・自治体・団体等）から外部評価を継続的に受ける体制を整備していますか。
- | | |
|------------------|----|
| 1 いずれも整備している。 | 6点 |
| 2 いずれかのみを整備している。 | 3点 |
| 3 いずれも整備していない。 | 0点 |

要件等 「継続的に受ける体制を整備」とは、年1回以上の外部評価が研究期間にわたり実施されることを協定等の文書により取り決めている場合が該当する。

基準時点 平成28年7月31日

根拠資料 外部評価の実施に係る協定（依頼文書及び承諾書でも可）等

(2) 全学的な研究支援体制の整備状況

- | | |
|---------------------------------------|----|
| ④ 全学的な研究実施体制（例：実施委員会）を整備していますか。【重点項目】 | |
| 1 整備している。 | 8点 |
| 2 整備していないが、事業開始までの整備を機関決定している。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等 ア 「全学的な研究実施体制」とは、設置要綱等に基づき、研究の実施に係る全学的な事項を審議する目的として設置された組織であって、次の i～iii を満たすものとする。

- i 構成員として、少なくとも、学長、副学長（研究を担当する副学長を置いている場合のみ）、研究に参画する組織の長を含むこと。
- ii 審議事項に、①研究の推進についての全学的方針に関すること、②学内研究費の運営に関すること、③外部資金獲得に関すること、④研究支援体制の整備に関すること、⑤研究倫理、研究費の適正使用に関すること、が含まれることが設置要綱等により客観的に確認できること。
- iii 平成27年10月1日～平成28年7月31日の間に本事業における研究に係る審議内容が会議資料・議事録など何らかの文書により客観的に確認できること。

イ 「機関決定」とは、単なる学長単独決定ではなく、学内の会議体等で機関として決定していることが資料で確認できる場合が該当する。

基準時点 平成28年7月31日現在

根拠資料 設置要綱、組織規程、会議資料、議事録等

- | | |
|---|----|
| ⑤ 全学的な研究支援体制（例：研究支援室、部局横断的なプロジェクトチーム）を整備していますか。【重点項目】 | |
| 1 整備している。 | 8点 |
| 2 整備していないが、事業開始までの整備を機関決定している。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等 i 「研究支援」とは、外部との連絡窓口、外部資金獲得に向けた情報収集・分析、資金管理、契約事務、知的財産のマネジメント等の活動をいう。

ii 「整備」とは、組織規程等において、研究支援を担当する組織が明確にされており、専任教職員（兼務でも可）が1名以上いる場合が該当する。

iii 「機関決定」とは、単なる学長単独決定ではなく、学内の会議体等で機関として決定していることが資料で確認できる場合が該当する。

基準時点 平成28年7月31日現在

根拠資料 組織規程、設置要領、学内規程、会議資料、議事録等

⑥ 大学として実施を決定している研究プロジェクトに係る自己点検・評価制度を設けていますか。

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1 整備している。 | 5点 |
| 2 整備していないが、事業開始までの整備を機関決定している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

- 要件等**
- i 「大学として実施を決定している研究プロジェクト」とは、本事業へ申請する研究のほか、学内の会議体において、大学として実施することを決定したものを指す。
 - ii 「自己点検・評価制度」とは、実施する研究プロジェクトごとに、事前の評価指標の設定、事後評価による効果の検証、次の研究計画への反映等のPDCAサイクルを回す体制が整備されていることをいう。
 - iii 「機関決定」とは、単なる学長単独決定ではなく、学内の会議体等で機関として決定していることが資料で確認できる場合が該当する。

基準時点 平成28年7月31日現在

根拠資料 自己評価に係る規程、実施結果をまとめたもの等

⑦ 教員の研究業績を評価し、処遇に反映する制度を整備していますか。

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1 整備している。 | 5点 |
| 2 整備していないが、事業開始までの整備を機関決定している | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

- 要件等**
- i 「処遇に反映する制度」とは、優れた教員への顕彰、待遇（昇進、賞与・一時金、給与）への反映、学内予算や資源（スペースや時間等）の配分、教員の教育・研究能力開発支援（研修機会の付与等）へ反映する仕組みを指す。ここでは、上述のいずれかが制度として整備されていれば「1」に該当する。
 - ii 基準時点で規程により制度を整備していれば、反映実績は問わない。
 - iii 「機関決定」とは、単なる学長単独決定ではなく、学内の会議体等で機関として決定していることが資料で確認できる場合が該当する。

基準時点 平成28年7月31日現在

根拠資料 人事考課規程、マニュアル、実施結果をまとめたもの等

(3) ブランディングに向けた検討状況

⑧ 本事業への申請に当たり、「何を」「誰に」「どのようにして伝えるか」を明確にするために、(ア) 学内に蓄積されたデータの収集・分析や、(イ) 情報の発信に関する学外の有識者のアドバイスや学外へのアンケート調査の結果を活用して学内決定を行いましたか。

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1 (ア) 及び (イ) のいずれも活用した。 | 5 点 |
| 2 (ア) 及び (イ) のいずれかを活用した。 | 3 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

- 要件等**
- i 「検討」とは、学長を含む学内の会議体での審議を行った場合が該当する。
 - ii 「何を」とは、今回の事業において打ち出そうとする大学のブランド（独自色）をいう。
 - iii 「誰に」とは、打ち出すブランド（独自色）を示そうとする対象をいう。
 - iv 「どのように伝えるか」とは、ブランド（独自色）の打ち出し方をいう。

基準時点 平成 28 年 7 月 31 日現在

根拠資料 会議資料、議事録等

⑨ 本事業において打ち出すブランド（独自色）と、これまでに取り組んできたブランディング活動の方向性との関係整理のために、どのような取組を行いましたか。

- | | |
|--|-----|
| 1 ブランディングを担当する事務局及び本事業の申請に関係する学部・研究科等で検討を行った。 | 5 点 |
| 2 本事業の申請に関係する学部・研究科等で検討を行った（ブランディングを担当する事務局が置かれていない場合を含む）。 | 3 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

- 要件等**
- i 「ブランディング活動」とは、自大学の強みを明確化し、他大学等との差別化を図るために行う戦略的な広報活動全般までを指す。
 - ii 「関係整理」とは、本事業において打ち出すブランドがこれまでの取組の方向性と一致したものであるのか、若しくはこれまでの方向性から転換して新たに本事業でブランドを打ち出すのかといった点を整理し、大学の目指すべきブランディングの方向性を検討した場合が該当する。
 - iii 「ブランディングを担当する事務局」とは、組織規程等において広報を担当する組織が明確にされ、専任教職員（兼務でも可）が 1 名以上いる場合が該当する。

基準時点 平成 28 年 7 月 31 日現在

根拠資料 会議資料、議事録等、組織規程